

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1303号)

平成27年7月23日

横情審答申第1303号

平成27年7月23日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成26年9月5日中保年第773号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「中区保険年金課が、国民健康保険料減免業務を市内で統一的な運用とするために課員に履修させた、人材開発課研修・所属研修あるいは業務主管部門研修の研修名称を記載した文書（正式名称不明）、および履修日時を記載した文書（正式名称不明）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「中区保険年金課が、国民健康保険料減免業務を市内で統一的な運用とするために課員に履修させた、人材開発課研修・所属研修あるいは業務主管部門研修の研修名称を記載した文書（正式名称不明）、および履修日時を記載した文書（正式名称不明）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「中区保険年金課が、国民健康保険料減免業務を市内で統一的な運用とするために課員に履修させた、人材開発課研修・所属研修あるいは業務主管部門研修の研修名称を記載した文書（正式名称不明）、および履修日時を記載した文書（正式名称不明）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年8月4日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）が開示を求めている行政文書は、中区福祉保健センター保険年金課（以下「中区保険年金課」という。）が、国民健康保険料減免業務を市内で統一的な運用とするために職員に履修させた研修に係る文書である。具体的には、健康福祉局生活福祉部保険年金課（以下「健康福祉局」という。）が平成22年度に主催した国民健康保険料減免マニュアル改訂説明会（以下「本件説明会」という。）に係る文書である。
- (2) 本件説明会は、平成22年度に健康福祉局が実施している。本件説明会に係る文書としては、健康福祉局から中区保険年金課への説明会開催の通知及び中区から健康福祉局宛ての参加者を報告した回答文書（以下「本件開催通知等」という。）がある。

これらの文書については、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第

25号。以下「行政文書管理規則」という。) 第10条第4項に規定する行政文書分類表の研修関係書類に当たり、1年保存の文書としていたことから、保存期間経過により廃棄しており、保有していない。

- (3) なお、国民健康保険業務については健康福祉局にてほかにも研修を開催しているが、本件説明会には該当しないため、本件請求に係る行政文書として特定していない。
- (4) 以上により、本件申立文書は保存期間経過により廃棄済みであり、保有していないため非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、その行政文書の開示を求める。
- (2) 申立人は、市民の一人として市の行政業務の公平性公正性に非常に高い関心がある。公平性公正性の中でも特に業務プロセスが公平性公正性を保てるプロセスになっているかという点に非常に強い関心を持っている。

保険年金課のような減免申請を取り扱う窓口業務においては、窓口の担当者によって判断が変わらないような仕組みやプロセスが重要であり、研修がそれに該当すると考えている。実際にどのような研修が公平性公正性を保つために行われているか調べるために本件請求及び「横浜市の発行した非開示決定通知書（中保年572号平成26年8月4日付）の記述『4. 根拠規定を適用する理由：当該開示請求に係る行政文書は横浜市行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表（共通又は課等別）に基づき、保存年限経過により廃棄済みであり、保有していないため』に関して、中区保険年金課が、上述の「当該開示請求に係る行政文書」を最初から保有していなかったのではなく、ある期間確かに保有していたが廃棄した、と考えるに至った根拠を記述した文書（正式名称不明）」の開示請求（以下「請求2」という。）を行った。

本件処分での廃棄済みであり不存在との非開示理由については、現存しないことには変わりはないから単に存在しないため非開示とすればよいのであり、この不自然な回答に疑問を覚えたため、請求2を行った。

本件処分では廃棄済みとしながら、請求2に係る非開示決定では単に不存在とし

ている点に矛盾を感じた。そもそも根拠がなく決定できるはずはないため、おそらく決定が誤りで、実際には何らかの根拠が残っているものと考え、本件異議申立てを行った。

- (3) 申立人は、研修計画書及び成果実績報告書が重要であると考えている。

研修について開示請求したのは、研修は、横浜市職員研修規程（平成7年6月達第18号。以下「研修規程」という。）に基づく研修計画書及び成果実績報告書を作成することが義務であるとの認識でいたためであり、本件請求で研修名称を特定した上で、別の開示請求により研修計画書及び成果実績報告書を求めるつもりであった。

- (4) 中区保険年金課員が人材開発課研修等を履修する際には、関係者である中区保険年金課、健康福祉局、総務局の間で「申請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関する行政文書」（以下「申請等文書」という。）が発生するものと推測できる。

研修の履修は人事考課に係る情報でもあるため、軽易な申請等文書として扱われるのは不合理であり、行政文書管理規則に基づき申請等文書の保存期間は5年間であると考える。

- (5) 職場研修を実施するなど、課内で統一的な運用を図るために日々努力をする実施機関が市内で統一的な運用を図るための努力を軽視するという事は常識として考えづらい。本件処分は誤りであり、過去5年以内に中区保険年金課員は研修を履修しており、研修に関する記録が行政文書として保存されていると考える。

- (6) 本件説明会は研修規程に基づく研修ではない。単に説明するというイベントに係る文書を申立人の求める文書とすることは誤りである。本件説明会が「国民健康保険料減免業務を市内で統一的な運用とするために」行われたイベントであることを証明する文書は明らかでなく、本件説明会の開催目的の記述や効果を証明した文書が特定されていない。

また、本件説明会は任意参加であり、健康福祉局から中区保険年金課への研修開催の通知をもって実際に参加したことの証明とはならない。

- (7) 本件説明会は、研修計画書及び成果実績報告書がなく研修規程に定義する研修ではないことを主催側の健康福祉局にも確認済みであるが、実はほかにもイベントが存在し、記録が残っている可能性があると考え。研修規程で定義する研修以外であっても、目的として窓口業務の公平性公正性を保つために行われているイベント

であれば対象と考える。これらのイベントの有無についても分からない。

- (8) そもそも各区の窓口ごとで業務の公平性公正性が保たれるようなプロセスが存在しないという可能性もある。存在しないのであれば単に存在しないと回答してもらえばよい。
- (9) 実施機関の非開示理由説明を受けて、改めて、中区保険年金課が本件説明会に参加したことを証明する文書の廃棄記録又は再度保有の有無を確認の上で、未廃棄であればその文書、本件説明会の開催目的を記録した文書及びその他、審査会が開示すべきと判断した文書の開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 研修規程に基づく研修について

ア 研修規程第8条は、研修の区分として人材開発課研修、所属研修、職場研修及び業務主管部門研修の4種の研修を掲げている。

人材開発課研修は、総務局人事部人材開発課（以下「人材開発課」という。）が、各局区に所属する職員を対象に、横浜市の職員として必要とされる基本的な知識及び技能の習得等を目的として実施するものである。

所属研修は、各局区が、それぞれの局区に所属する職員を対象に、業務の遂行上必要とされる知識及び技能を習得させることを目的として実施するものである。

職場研修は、各部課が、それぞれの部課に所属する職員を対象に、主管する業務の遂行上日常的に必要とされる知識及び技能を速やかに習得させることを目的として、主として日常の業務を通して実施するものである。

業務主管部門研修は、各局区又は部課が、同様の業務を主管する他の局区又は部課に所属する職員を対象に、当該業務の遂行上特に必要とされる知識及び技能を習得させることを目的として実施するものである。

イ 研修規程第11条第1項では、研修機関の長は、職場研修を除く研修を実施した場合は、当該研修の効果を測定し、これを記録するものと規定している。また、同条第2項では、局区の長は、当該局区における研修に係る前項の記録を取りまとめ、各年度ごとに総務局長に報告しなければならないと規定しており、実施機関ではこれらの規定に基づき、人材開発課が取りまとめを行い、年度ごとの実績をまとめた研修記録を発行している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、中区保険年金課が国民健康保険料減免業務を市内で統一的な運

用とするために課員に履修させた、人材開発課研修、所属研修又は業務主管部門研修の研修名称を記載した文書及び履修日時を記載した文書である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件請求に対し、本件説明会に係る文書を特定した上で、保存期間経過により廃棄済みであり、保有していないと説明しているため、当審査会では、平成27年4月16日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件請求に係る文書特定に当たっては、健康福祉局にも確認を行った。健康福祉局でも同様の開示請求を受けており、健康福祉局では申立人の請求内容を善解した上で、本件説明会に係る文書は研修規程上の研修ではないものの、いわゆる研修に近いものとして特定し、開示をしている。

中区保険年金課でも健康福祉局の対応に準じて、本件説明会の実施形態は説明会ではあるものの、名称が「保険料減免マニュアル改訂」の説明会であり、運用の基準を改定したことを説明するという内容であることは研修と同義のものであると考え、本件説明会に係る文書を特定した上で、保存期間経過により廃棄済みであったことから非開示とした。

(イ) 通常、説明会や研修を主催する側と出席する側とでは、文書の保存期間は異なるものである。出席する側の区では出席者を回答するという軽易な報告のみであることから、1年未満の軽易な行政文書として処理を行っており、本件開催通知等についても同様の取扱いをした。なお、本件請求に係る非開示理由説明書では、本件開催通知等は1年保存の研修関係書類に当たり、保存期間経過により廃棄済みであると説明していたが、正しくは保存期間が1年未満の軽易な行政文書として処理をしたものであった。

また、中区保険年金課では本件請求時点において本件説明会に係る文書の存在を確認できなかったものの、健康福祉局への口頭での確認により、平成22年度当時、本件説明会に係る文書が健康福祉局から中区に送付されたものと認識している。そのため、口頭でのやり取りにより「ある期間確かに保有していたが廃棄した、と考えるに至った」ということであって、その根拠を記述した文書は作成しておらず、保有していない。

(ウ) 実施機関では、健康福祉局が策定した横浜市国民健康保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱、横浜市国民健康保険料減免事務マニュアル（以下「減免マニユ

アル」という。)等に基づき事務を行っている。

減免マニュアルは、減免事務の具体的な運用の仕方について市内で統一するために健康福祉局が作成したものであり、福祉的な観点から適正な運用がなされるよう、減免マニュアル自体が詳細に作られている。中区保険年金課では当該マニュアルに基づき事務を行っており、具体的なケース対応については職場内研修により指導を行っている。

(エ) さまざまな研修がある中で、例えば国保滞納整理初任者研修では、減免に関する制度が存在するという程度であれば触れられることも考えられるが、申立人が求めるような、市内の運用基準の統一性、具体的な条件等まで触れるような研修は行われていないと認識している。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関は、本件説明会に係る文書を特定したことについて、本件説明会の実施形態は説明会ではあるものの、名称が「保険料減免マニュアル改訂」の説明会であり、運用の基準を改定したことを説明するという内容であることは研修と同義のものであると説明している。

もっとも、開示請求書には「人材開発課研修」、「所属研修」及び「業務主管部門研修」との記述があり、研修規程で定義する研修の区分のうち、職場研修以外の研修（以下「研修規程上の3研修」という。）に係る文書が求められていることは明らかではあるが、実施機関は、申立人の請求の趣旨にできるだけ沿うよう、研修規程上の3研修に係るもののみならず広義に文書の特定を行ったものであって、その文書特定は特段適切を欠くものとは認められず、是認できるものである。

(イ) 次に、本件説明会に係る文書の不存在について、以下判断する。

実施機関は、本件説明会に係る文書を本件申立文書として特定した上で、区では出席者を回答するという軽易な報告のみであることから、1年未満の軽易な行政文書として処理を行っており、廃棄済みであると説明している。

行政文書管理規則第10条第2項では、行政文書の保存期間は、30年、10年、5年、3年、2年、1年又は1年未満の7区分であるとしており、各保存期間に属する行政文書の基準は行政文書管理規則別表に定められている。また、個々の行政文書の保存期間については、当該行政文書を作成し、又は取得したときに行政文書分類表に従い、法令等の定め、文書等の効力、重要度等を考慮

し、設定することとなる。

実施機関では、本件説明会に係る文書である本件開催通知等は出席者の回答という軽易な文書であるものと判断し、行政文書管理規則第10条第2項に規定する保存期間が1年未満である行政文書として処理を行ったのであって、これら実施機関の説明は特段不自然ではない。

また、平成22年度に作成し、又は取得した、保存期間が1年未満である行政文書が本件請求時点において廃棄済みであることは容易に推認できることから、実施機関が本件説明会に係る文書を特定した上で廃棄済みとしたことは、不自然ではない。

したがって、本件説明会に係る文書について、保存期間が1年未満である行政文書として処理を行い、廃棄済みであるという実施機関の説明は是認できるものである。

(ウ) なお、研修記録には研修規程上の3研修の実績が網羅されていることから、当審査会では、本件説明会に係る文書以外の文書の存否を明らかにするため、研修記録を見分し、中区保険年金課が国民健康保険料減免業務を市内で統一的な運用とするために課員に履修させた研修規程上の3研修について、実績があるかの確認を行った。しかしながら、研修記録からは申立人の請求趣旨に合致するような研修の存在は確認できず、また、そのほかに本件説明会に係る文書以外の文書の存在を推認させる特段の事情は認められなかった。

(エ) その他、申立人は種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年9月5日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年9月18日 (第176回第三部会) 平成26年9月25日 (第255回第一部会)	・諮問の報告
平成26年9月25日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年10月10日 (第260回第二部会)	・諮問の報告
平成27年1月15日 (第180回第三部会)	・審議
平成27年2月5日 (第181回第三部会)	・審議
平成27年3月5日 (第182回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年4月16日 (第183回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成27年5月21日 (第184回第三部会)	・審議
平成27年6月18日 (第185回第三部会)	・審議